

<容器交換時等供給設備点検>

建物用途	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	行政指導等 再発防止策
共同住宅	販売事業者 保安機関	販売事業者による容器交換時の作業ミス <法令違反> 法第16条第2項 (基準適合義務等) 規則18条の第1項第5号 (供給設備の技術上の基準) 法第27条の第1項第1号 (保安業務を行う義務) 法第34条第1項 (保安機関の業務等) 規則36条の第1項第1号 (供給設備の点検の方法)	共同住宅において、消費者より容器庫付近でガス臭がする旨の通報を受けた消防が販売事業者に連絡した。連絡を受けた販売事業者が現場に出動し、容器と高圧ホースよりガスの漏えいを確認し、補修作業を行った。 原因是、販売事業者が容器交換時に容器と高圧ホースを接続する際、ねじ込み不足の状態のまま作業を完結したことによる。	容器バルブ	・県は販売事業者に対し、事故状況のヒアリングを行い、また、事故再発防止策の徹底を指示した。 ・販売事業者は保安機関に対し、容器交換時点検における点検表の細分化及び保安教育などの再発防止策の徹底と報告を指示した。また、保安機関が実施する容器交換時点検において、未交換側の容器と高圧ホースの接続部の締め付け確認を実施することについて作業基準に追加し、社内教育を徹底する。
一般住宅	販売事業者 保安機関	容器交換時の接続ミス	一般住宅において、近隣住民よりガス臭及びガス噴出音がする旨の通報を受けた消防が販売事業者に連絡した。販売事業者が現場に出動したところ、消防により容器バルブが閉止され、漏えいが停止していることを確認した。漏えい個所を検査したところ、容器バルブと調整器の接続部より漏えいしていることを確認した。 原因是、容器交換を実施した者が作業に不慣れであったため、接続不良が発生したと推定される。	単段式調整器	・県は現地調査を実施し、販売事業者に対し事故情報及び再発防止策についての報告を求めた。また、県LPガス協会には会員に対する注意喚起を依頼した。

<定期供給設備点検及び定期消費設備調査>

建物用途	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	行政指導等 再発防止策
共同住宅	販売事業者 保安機関 充てん事業者	バルク貯槽下部の腐食 <法令違反> 規則36条 (供給設備の点検の方法)	共同住宅において、バルク貯槽の下部が腐食し、漏えいが発生した。 (バルク貯槽300kg×1基)	バルク貯槽 (300kg)	・県は販売事業者及び保安機関に対し、容器交換時点検の点検項目や内容、記録が法規則に沿ったものではない不備があったことや、供給設備点検にバルク貯槽の腐食が記録されていなかったことから、両者には点検の項目、実施内容、記録方法について改善するよう指導した。なお、点検は2019年に行われており、その時点で既に腐食は発生していたと考えられるとのことであった。 また、販売事業者には同点検に関する記録が見つからないようであることから、点検記録の確認及び措置内容があれば現場確認をしたうえで指導することとした。 ・販売事業者はバルク貯槽設置場所を巡回し、下部まで点検を行うこととした。
一般住宅	保安機関	ビルトインコンロの検査孔付可とう管ガス栓の検査孔からの漏えい	一般住宅において、保安機関による定期供給設備点検及び定期消費設備調査時に漏えい検査を実施し、漏えいがないことを確認後、ビルトインコンロの燃焼テストを行うため点火したところ、滞留していたガスに引火し小爆発が起こり、当該ビルトインコンロの一部が損壊した。事故後、当該設備については、検査孔が迅速離手型の可とう管ガス栓に交換した。 原因是、漏えい検査時にビルトインコンロの検査孔付可とう管ガス栓の検査孔からゴムホースを接続し漏えい検査を実施した際、何らかの原因で検査孔からゴムホース(ホースバンド使用)が外れ、ガスが漏えいし、ビルトインコンロ点火時に着火したものと推定される。 なお、ガス漏れ警報器が消費者により外されていたことと、保安機関の作業者がマスクを着用しており、臭いに気付かなかつたことも原因と推定される。	可とう管ガス栓	・県は販売事業者に対し、保安機関への事例共有及び注意喚起を行うことを確認した。 ・販売事業者は、検査孔を使用しての漏えい検査を実施した後にガスの元栓の開栓等でその場を離れるときは、検査孔側にガスが流れないようにガス栓を「開」側に確実に操作することを徹底するとともに、他の消費者についても迅速離手型の検査孔付可とう管ガス栓に取り替えることを推進することとした。 ・販売事業者に対して、警報器を取り外すことのないように周知を実施することとした。
共同住宅	販売事業者 保安機関 ガス工事業者	経年による配管離手部の腐食・劣化 <法令違反> 高圧ガス保安法第63条第1項 (事故の届出)	共同住宅において、集中監視により微小漏えい警告の連絡が販売事業者にあり、到着した販売事業者が埋設管離手部からの漏えいを確認した。当該配管は仮設で設置したものであり、直ちに使用中止とした。 原因是、埋設管離手部の腐食による。 なお、消費設備調査において、当該配管の状況は把握されていなかった。	白管(埋設配管離手部)	・県は事故が発生した場合、速やかに報告するよう指示した。 ・販売事業者は、埋設配管を地上配管に変更し、被覆鋼管に交換した。

<緊急時対応>

建物用途	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	行政指導等 再発防止策
一般住宅	販売事業者 保安機関	ガスマーターユニオンの接続不良 <法令違反> 法第27条第1項第4号 (保安業務を行う義務)	一般住宅において、消費者からガスが漏えいしているとの通報を受けた消防が現場へ出動し、容器バルブを閉栓した。その後、消費者から連絡を受けた販売事業者が現場へ出動し、マーターユニオンからの漏えいを確認した。 原因是、マーターユニオンのパッキンに不具合が生じたことによる。 なお、販売事業者への緊急時連絡があったものの、不在だったため対応が遅れた。	マーターユニオン (供給管離手部)	・道は、販売事業者に対し、緊急時連絡を受けるための体制を整えることを口頭で指示し、その後緊急時連絡体制について改善報告書を提出するよう指示した。 ・販売事業者は、緊急連絡先の電話について、不在の場合に自宅又は携帯電話に転送するよう回線工事を行った。